

新	旧
<p>3. 基本指標の設定 (p10~12)</p>	<p>3. 基本指標の設定 (p10~12)</p>
<p>(4) 農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項</p> <p>① 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標</p> <p>認定農業者を目指す農家に対する農用地の利用集積に関する目標は、認定農業者の一戸あたりの所有面積75a、目標年次の認定農業者数を75戸として、概ね56ha、平成39年の市内農地面積の目標165haより、農地利用集積率の目標は34%と設定します。</p> <p>面積集積は困難なため、施設化等の推進により農地の高度利用を図り、実質的な経営耕地面積の確保に努めていきます。</p> <p>② その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項</p> <p>関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、認定農業者等担い手の状況に応じ、地域の地理的・自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営の実現を後押しするため、都市農地貸借円滑化法による農地の貸借等の取組を促進します。その際、市は関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、認定農業者等の担い手が農業経営の改善を計画的に進めるための措置を必要に応じて講じます。</p>	<p>(4) 農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項</p> <p>① 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標</p> <p>認定農業者を目指す農家に対する農用地の利用集積に関する目標は、認定農業者の一戸あたりの所有面積75a、目標年次の認定農業者数を75戸として、概ね56ha、平成39年の市内農地面積の目標165haより、農地利用集積率の目標は34%と設定します。</p> <p>面積集積は困難なため、施設化等の推進により農地の高度利用を図り、実質的な経営耕地面積の確保に努めていきます。</p> <p>② 農用地の利用関係の改善に関する事項</p> <p>関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、認定農業者等担い手の状況に応じ、地域の地理的・自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営の実現を後押しするため、農作業受委託等の取組を促進します。その際、市は関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、認定農業者等の担い手が農業経営の改善を計画的に進めるための措置を必要に応じて講じます。</p>
<p>(7) 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標</p> <p>① 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標</p> <p>小平市の平成28年の新規就農者は8人であり、直近5年間で平均4.5人と、ほぼ横ばいの状況となっており、今後、担い手の高齢化や、農業従事者の減少を考慮すると、将来にわたって市の農業の担い手を安定的かつ計画的に確保してい</p>	<p>(7) 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標</p> <p>① 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標</p> <p>小平市の平成28年の新規就農者は8人であり、直近5年間で平均4.5人と、ほぼ横ばいの状況となっており、今後、担い手の高齢化や、農業従事者の減少を考慮すると、将来にわたって市の農業の担い手を安定的かつ計画的に確保してい</p>

く必要があります。

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や、東京都農業振興基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標を踏まえ、小平市においては年間5人の当該青年等の確保を目標とします。

小平市及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,800時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業所得を主として生計が成り立つ年間農業所得（（11）②に示す小平市の農業を担う経営体の目標の5割程度の農業所得、すなわち300万円程度）を目標とします。

#### ②新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた市の取組

小平市における新規就農者への支援体制については、都の就農相談機関である農業経営・就農支援センターで就農支援業務を担う公益財団法人東京都農林水産振興財団、東京都農業会議等との連携を図りながら、就農相談機能の充実を図ります。また、技術指導及び経営指導については、農業経営・就農支援センター、中央農業改良普及センター、東京むさし農業協同組合等と連携して、重点的に指導等を行い、将来的には認定農業者へと誘導していきます。

#### （9）多様な農業の担い手の確保及び育成に関する事項

小平市の農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を実現するため、関係機関及び関係団体と連携し、適切な支援・指導等を行うことで新たな農業経営を営もうとする青年等の他、多様な農業の担い手の確保・育成を図ります。

市はこれらの農業の担い手を確保するため、家族経営協定締結による就業制等の導入、臨時雇用やボランティア等の非農家の労働力の活用等による農業従事者の態様等の改善を支援するとともに、農業生産に関わる多様な人材に対して必要な情報の提供等を行います。

また、市が主体となり、関係機関及び関係団体と連携・分担し、販路開拓や営農面等の様々な相談への対応や就農準備から定着までに必要となる支援等を一貫して行うことで、多様な農業の担い手を育成します。その際、市は多様な農業

く必要があります。

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や、東京都農業振興基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標を踏まえ、小平市においては年間5人の当該青年等の確保を目標とします。

小平市及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,800時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業所得を主として生計が成り立つ年間農業所得（（11）②に示す小平市の農業を担う経営体の目標の5割程度の農業所得、すなわち300万円程度）を目標とします。

#### ②新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた市の取組

小平市における新規就農者への支援体制については、都の就農相談機関である東京都青年農業者等育成センター（公益財団法人東京都農林水産振興財団）及び東京都農業会議との連携を図りながら、就農相談機能の充実を図ります。また、技術指導及び経営指導については、中央農業改良普及センター、東京むさし農業協同組合等と連携して、重点的に指導を行い、将来的には認定農業者へと誘導していきます。

（新設）

<p>の担い手が必要とする情報を収集・管理し、適宜適切に提供するとともに、関係機関及び関係団体と必要な情報を共有することで、より円滑な支援等を行います。</p>	
<p>(10) 農業経営基盤強化促進事業に関する事項 全城市街化区域のため、本事業は該当しません。</p>	<p>(9) 農業経営基盤強化促進事業に関する事項 全城市街化区域のため、本事業は該当しません。</p>
<p>(削除)</p>	<p>(10) 農地利用集積円滑化事業に関する事項 全城市街化区域のため、本事業は該当しません。</p>